

| | |
|----------|------------------|
| 氏名 | 張 貞 旭 |
| 学位(専攻分野) | 博 士 (経済学) |
| 学位記番号 | 経 博 第 66 号 |
| 学位授与の日付 | 平成 11 年 1 月 25 日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第 4 条第 1 項該当 |
| 研究科・専攻 | 経済学研究科 経済政策学専攻 |
| 学位論文題目 | 原子力と制度の経済的分析 |

(主査)

論文調査委員 教授 西村周三 教授 植田和弘 教授 渡邊 尚

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、その安全性と経済性の観点から不安を持たれている原子力発電のリスク管理という問題に焦点をあて、特に、生じうる事故の発生にともなって必要となる「原子力損害賠償制度」の各国の状況を、日本および韓国を中心に分析を加えたものである。

全体は序章、第1～5章、終章の計7章で構成され、まず全体の構成が述べられたのち、第1章で、論文全体の理論的分析ツールである賠償責任ルールの経済学的分析が紹介され、その原子力賠償制度への適用が試みられる。ここでの分析は、コースの先駆的論文「社会的費用の問題」を先駆けとし、主にカラプレシおよびボスナーによって確立された新しい「法の経済学」に基礎をおく。これは効率性と分配の平等性をいかに両立させるかという観点から、過失責任ルールと厳格ルールの経済的意味を問うものであり、本論文では、それらの妥当性を左右する取引費用の性格、それが制度および責任ルールにどのように影響するかが検討される。この考察で、無過失責任ルールが過失責任ルールに比べより適切であることが、原子力技術の経済性、技術的条件から明らかにされたのち、賠償資力や注意水準との関連などが分析される。なおこの注意義務に関わる分析は、シャベルらのリスク抑制と制度との関連についての研究に基礎をおいている。

第2章では、理論分析で加えられた基礎概念を視野に入れながら、日本および韓国の制度の現状が、アメリカの事例をふまえながら明らかにされる。本章は、論文全体の核心をなす部分であり、それぞれの国の当該法の持つ経済的含意を明らかにする章である。カラプレシのいう「最安価費用回避者」の特定と、直接被害だけでなく、間接被害の予想額の推計などに基づいて、現行制度の妥当性も分析の対象となっている。特に日韓のみに存在する政府と原子力事業者との間の補償契約の性格が明らかにされる。また本章では、他の世界各国の状況との比較なども行われている。

第3章では、同じ視点から原子力保険の現状と問題点が、入手可能な資力を駆使して検討されている。ここでの論旨は、日韓ともに非市場的な「共同保険 (Coinsurance)」の導入が好ましいという分析にもとづき、リスク評価、財産保険と責任保険との組み台わせの妥当性などに検討が加えられる。

第4章以下は、やや視点を拡大した分析である。まず第4章では、東アジア全体の原発拡散に伴う国際賠償責任条約の制定の必要性を提案するための現状分析が行われている。ここでは世界各国の既存の国際条約の現状を、賠償金の調達方式まで含めて紹介している。また越境汚染に関する国際法上の不備の指摘や、主にヨーロッパでの、チェルノブイリ事故以降の国際協定や国際条約の動向が考察されている。

第5章は、損害賠償制度と密接に関連する発電所地域支援制度を、日本と韓国に関して比較するという試みである。電源開発という観点からなされる地域支援制度全般が概観されたのち、両国においてこの制度がとりわけ原発中心に運用されていることが明らかにされ、特に、国と地方自治体との間の調整の2国間での差異が対照される。ここでも著者は、今後の制度および制度運用の改善の提案が行っている。なお本章は、日韓の地方財政制度の比較分析などをふまえている点で、それ

自体独立して読みうる地方財政論の一つの展開でもある。

終章では、本論文の分析のより広い視点から見た場合の位置づけとともに、その限界と今後の課題が、次のような点を中心に述べられる。まず現行制度が理論的に見て、「賠償請求期間」という観点からあいまいであり、これにより詳細な検討が加えられるべきであるにも関わらず、分析が不十分なこと、第二に、資料入手の制約のため、賠償措置の適正額の設定に関する定量的分析が不十分であることなどが認識されている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、損害賠償制度に関わって発展してきた法の経済学の最近の成果を踏まえ、これまでほとんど本格的な分析のなされていなかった原子力損害賠償のあり方を、日本および韓国の実態に適用した画期的な業績である。本論文の主たる貢献として、次のような諸点をあげることができる。

まず分析手法としては、外部効果の存在する場合に生じる賠償責任ルールのみならずさまざまな形態を分析するために開発された、法の経済学および環境経済学のオーソドックスな手法を用いており、理論研究としての新たな貢献はないものの、最新の研究成果も視野に入れた、包括的かつ詳細な一つの応用例として高く評価されるべきものである。この種の研究は、分析すべき対象が多くの不確実性を伴うがゆえにとかく感情論に陥りがちとなるが、効率性の達成を目的とする明確な理論的枠組みを設定しているために、議論の展開がきわめて明瞭となっている。

第2に、世界の原子力損害賠償制度の現状の概観を踏まえたうえで、一国のみならず、日本および韓国に関する法制度およびその運用実態の詳細な資料収集と解析を行っている点で、類似研究と比べて群を抜いた質の水準を達成している。著者も認めるごとく、数量分析という点で高度な手法を用いているわけではないが、現時点において専門家が入手可能なほとんどの資料を渉猟していることは間違いなく、今後重要性を増すこの分野の研究の橋頭堡を築いたものであるといっても過言ではない。

第3に、二国の比較分析を行うことによって分析の視野が広がり、単に一国の問題点を明らかにすることどまらず、東アジア全体の越境汚染の可能性にまで検討が及び、国際条約の必要性が提起されている点は、近年の環境経済学の発展と軌を一にするものであり、着実な方向であるといえる。

第4に、発電所周辺地域支援制度の日韓の比較研究を行った第5章は、本論文の研究の必然的な発展方向であるとはいえ、実に詳細を極め、原子力発電問題と切り離れた地方財政論としても、学界における重要な貢献となっている。

第5に、損害賠償責任保険制度は、保険論研究者にとってさえ、もっとも難解な制度であるが、その専門用語を確実に把握し、本質的な点を平易に解説し、その好ましいあり方を論じている点にも貢献が見られる。

第6に、賠償責任保険における財産保険と責任保険の組み合わせの妥当性、国際賠償責任条約の制定の必要性などをはじめとして、いくつかの事態の改善に関する政策提言が行われているが、いずれもそのよって立つ資料的根拠は着実であり、説得力のあるものである。

もちろん、本論文に限界がないわけではない。まず著者も認めるように、①賠償の請求期間の限定のあり方、因果関係特定の困難さが賠償額に及ぼす影響の分析は、現実問題としてはきわめて重要な課題であるが、これらの論点に関しては、十分な検討が加えられているとはいえない、②賠償措置額の適正額を数量的に予測することができていない、などといった点は、実務家との研究交流がよりいっそう綿密に行われていたならばなしたであろう未開拓の研究領域として残っている。

また著者は、日韓の制度における「補償契約」の廃止と、新たな制度の設計を提案しているが、これが実施された場合に、原発建設が不可能となるのかどうかについての数量的分析がなされていない。さらに、これに伴う事故防止機能についての技術的な検討も、分析が不十分である。

著者は、現在入手可能な資料のうち、日韓およびアメリカに関するものは、十分に分析の対象としているが、ヨーロッパにおける国際的な動向、特にフランスの実態についての資料入手に関しては、不十分であるといわざるをえない。

とはいえこれらの難点は、いずれも今後の研究の発展のための批判であるというべきであり、本論文の業績の価値をいささかも損なうものではない。よって本論文は、博士（経済学）の学位論文として十分に価値のあるものであると認められる。

なお平成10年9月18日論文内容と、それに関連した試問を行った結果合格と認めた。